

村上市監査委員公表第2号

平成27年度 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので同条第9項の規定により公表します。

平成28年2月12日

村上市監査委員

種 部 義 秋

佐 藤 重 陽

定期監査結果報告書

1. 監査の期間

自 平成27年12月 7日
至 平成28年 2月12日

2. 監査の監査期日及び対象課局

- | | |
|-----------|---|
| 1月 8日 (金) | <ul style="list-style-type: none">・介護高齢課・市民課・農業委員会事務局・議会事務局 |
| 1月14日 (木) | <ul style="list-style-type: none">・学校教育課・農林水産課・都市計画課・商工観光課 |
| 1月21日 (木) | <ul style="list-style-type: none">・福祉課・環境課・税務課・財政課 |
| 1月26日 (火) | <ul style="list-style-type: none">・生涯学習課・自治振興課・消防本部・建設課 |
| 1月28日 (木) | <ul style="list-style-type: none">・朝日支所地域振興課・会計課・下水道課・水道局・荒川支所地域振興課 |

2月 4日 (木)

- ・政策推進課
- ・保健医療課
- ・総務課
- ・選挙管理委員会事務局

2月12日 (金)

講 評

3. 監査の実施場所 監査委員室及び第二委員会室

4. 監査の対象とした業務期間

平成27年4月1日から同年11月30日までの業務を対象として各課から監査資料の提出を求め、この間の業務について監査を実施した。

5. 監査の方法

事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務について所管課に調査事項を通知し、関係書類、課長及び担当者から説明を受け、事務事業の執行状況や財務に関する事務等が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の滞納繰越分の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から抽出した事項に関して、その支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理者協定書締結までの事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について

6. 監査の結果

(1) 共通事項

①主要施策事業の実施について

各課提出の主要な事業等17件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

その中で、商工観光課では「村上市住宅リフォーム事業補助金」を行っており、経済対策として地域経済の活性化を目的として、市内施工業者によって住宅リフォーム工事を行う者に対し補助金を交付していた。下水道への接続も補助対象となっており、下水道普及率向上効果が期待されるものである。

自治振興課の「生活交通確保対策事業」では、昨年度から実施している「市内路線バス学生運賃半額社会実験」が好評で学生の利用人数が増えていた。今後も重複路線の解消や、地域事情を考慮しながら持続可能な運行形態構築に努めていただきたい。

②収入事務（滞納整理）について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育料入園者負担金、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、下水道負担金、下水道使用料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査した。

厳しさの残る景気情勢ではあるが、各課においては状況に応じた細かな対応を行っていた。

各課の監査結果は個別事項として記載した。

③支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めている。

全体の伝票数からすれば、少数ではあるが、支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどが見られた。

今後も、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係等58件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり概ね適正に処理されていた

⑤指定管理者制度について

あらかわ保育園（福祉課）、勤労者総合福祉センター（商工観光課）について監査対象とし関係書類（指定申請書、協定書など）を監査した。

あらかわ保育園（福祉課）は、社会福祉法人颯和会が指定管理者となっており、協定書締結等の事務処理は、適正に処理され、利用状況などの実態も的確に把握していた。

また、勤労者総合福祉センターは公益社団法人村上地域シルバー人材センターが指定管理者となっており、協定書締結までの事務処理は、適正に処理がなされ、利用状況などの実態も的確に把握していた

⑥現金等の管理状況について

各課で取り扱う外郭団体の通帳、現金、郵便切手及び官製はがき等の保管、管理状況について監査した。

概ね適正に管理されていた。今後も郵便切手及び官製はがきについても現金と同様適切な管理を行い、不測の事故を生じないように十分留意されたい。

(2) 個別事項

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

1 2月末現在の市税の収納率は、現年度分が市税 87.61%、滞納繰越分が 15.39%である。

今年度の滞納繰越分の調定額については 382,164 千円であったが、村上市税等収納対策方針に基づいて滞納整理事務を行っていた。また、昨年度に引き続き、口座振替の推進に努めていたほか、新たな滞納者を出さない方針のもと、現年滞納者に対して文書催告と訪問を行っており収納率の向上がみられた。今後とも税の根本である公平公正に留意し、納税者との信頼関係を図りながら収納事務に努められたい。

前述した市税以外の収納率については、国民健康保険税は現年度分が 62.74%、滞納繰越分が 22.16%、後期高齢者医療保険料の現年度分は 66.87%、滞納繰越分が 48.72%、介護保険料の現年度分は 67.26%、滞納繰越分が 33.77%であった。

【環境課】

○ごみ処理等手数料の収入未済額と対応について

1 2月末現在のごみ処理手数料収納率は、現年度分 91.9%、滞納繰越分は破産した法人3件分であった。

1 2月末現在のし尿処理手数料収納率は、現年度分 97.7%、滞納繰越分 61.3%であった。

いずれも未納額は少ないが、電話及び文書での催促のほか訪問徴収を適切に行っていた。

【福祉課】

○保育園入園者負担金の収入未済額と対応について

1 2月末現在の収納率は、現年度分が 98.68%、滞納繰越分が 9.78%である。

「村上市保育料滞納整理方針」に基づき、滞納処分も視野に置き、今後とも引き続き滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○農業費分担金等の収入未済額と対応について

畜産団地整備事業に伴う分担金（農用地、施設用地造成費分担金）等については、今後も納入者の実態を把握しながら、早期収納に努めていただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について

1 2月末現在の収納率は、現年度分が 95.65%、滞納繰越分が 13.72%である。

滞納者への対応のため、市独自の滞納整理事務処理要領に沿って事務処理を行っている。

新たな滞納を発生させないために今後も早期の訪問等対応に努めるとともに、長期の滞納者については保証人への働きかけ等も行っており、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【下水道課】

○下水道負担金、集落排水事業分担金及び下水道使用料の収入未済額と対応について

負担金及び分担金については、旧村上市、旧荒川町、旧朝日村に該当するものである。

下水道負担金の1 2月末現在の収納率は、現年度分が 55.47%、滞納繰越分が 22.75%で、集落排水事業分担金の1 2月末現在の収納率は、現年度分が 48.12%、滞納繰越分が 10.17%である。現年度分の収納率が低いの

は、納期が9月と3月の2回に分かれているためである。

滞納者の個々の原因や理由を細かく分析し、対応を行っており、滞納繰越分の収納率が向上していた。今後も、引き続き早期収納に努めていただきたい。

なお、下水道使用料等については、水道料金と併せ徴収している。

【水道局】

○水道料金の徴収実績と滞納整理について（公営企業会計）

水道料金の12月末現在の収納率は現年度分が98.06%、滞納繰越分が81.20%である。

滞納者への対応については、今後とも、滞納繰越額の縮減に向け計画的に取り組んでいただきたい。

料金の徴収は、下水道使用料も同時に行われており、未収金の徴収にあたっては、下水道使用料等の収納率向上にも留意し、徴収に努めていただきたい。

○簡易水道料金の収入未済額と対応について

荒川地区を除く4地区で簡易水道が設置されており、12月末現在の収納率は、現年度分98.59%、滞納繰越分が35.66%である。

未納者への対応については、企業会計と同じ事務処理となっており、同様に滞納繰越額の縮減に向け、引き続き計画的に取り組んでいただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の収入未済額と対応について

経済的な理由により修学困難な学生等に対し、奨学金を貸付けする制度であり、貸与者が多くなってきている。そのような状況の中で、償還が遅れている者に対し文書での催促も行っているが、確実に収納されるよう引き続き努めていただきたい。